

東京都による酒類提供飲食店等への 時短営業要請延長（12月18日～1月11日）について

東京都より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**酒類を提供する中小事業主が営業している飲食店とカラオケ店に対し、営業時間を朝5時から夜10時までの間に短縮する要請が令和3年1月11日まで**に延長されました。

12月17日までの感染防止協力金の40万円とは別に、今回の時短営業要請延長に**全面的に協力した店舗には、一事業者あたり一律100万円の協力金が支給**されることになっております。

この機会に、時短要請に応じることを検討していただき、協力金を受給することをご検討いただきたく、ご案内させていただきます。

◎主な対象要件

- ・東京都の営業時間時短要請を受けた、特別区及び多摩地域の各市町村の酒類提供を行う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等
- ・夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮した場合
- ・要請を行う全期間（令和2年12月18日から令和3年1月11日まで）において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
- ・ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと

※営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金については、下記 HP をご覧ください

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2020/1216_14063.html

※感染防止徹底宣言ステッカーの発行については、下記 HP をご覧ください

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

※掲示用ポスターの見本を同封しております。

なお、今回の協力金の申請に関しまして、詳細は発表されておられません。今後、随時、発表されますので、発表され次第、日野市商工会 HP に掲載します。

これまで実施した感染拡大防止協力金では、営業時間の短縮の状況が分かる書類（ポスター等の掲示）、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示している写真などの提出が求められていますので、店舗に掲示されることをお勧めいたします。

商工会では、各種補助金や給付金等の申請に対する相談支援を実施しております。感染防止徹底宣言ステッカーの発行方法や飲食店向けガイドラインについての相談にも応じております。完全予約制となっておりますので、ご相談をご希望の場合には、日野市商工会 電話 042-581-3666（平日9時～17時30分）までご連絡ください。